

資産活用お役立ち情報 vol.2

株式会社リベストでは、お客さまのご所有不動産に対する、事業企画の立案や、相続対策の支援を行っております。多くのお客さまに、資産活用部を知って戴こうと、情報発信をすることに致しました。この情報発信がお客さまの資産活用に役立てば幸いです。

2013年度税制改正—贈与税関連

●贈与税の最高税率も、相続税と同様に、50%から55%に上がります。最高税率が適用されるのは、3,000万円超の部分です。ただ、そんな多額で、高税率になる贈与は、普通はしないでしょうから、これはあまり影響ないと思います。

●注目されるのは、20歳以上の子や孫に贈与した場合には、一般の贈与税率よりも低い、軽減税率が適用できる、という改正です。たとえば、400万円超から600万円以下の部分については、一般の贈与税率が30%であるのに対し、軽減税率は20%になります。20歳以上の子や孫に対しては、5~10%贈与税率が低くなる、ということです。通常の贈与を活用する場合は、20%~30%くらいまでの範囲で行うのが良いですので、その幅が広がることで、対策がやりやすくなりますね。

●また、相続時精算課税が、改正になります。相続時精算課税とは、親から子への贈与の際には、2,500万円までは、贈与税をかけずに、親の相続が発生した際に、贈与した財産を、相続財産に含めて相続税を計算することによって、税の精算をしよう、という制度です。いわば、前倒しで相続を受ける、ようなものです。

●今回、この相続時精算課税について、その贈与対象に、20歳以上の孫を、加えることとなります。今までは、親から子にしか、相続時精算課税はできませんでしたが、少子高齢化の流れもあり、祖父母からの贈与も対象にしよう、ということです。

●祖父母から孫に贈与することによって、相続を1回飛ばすこととなりますから、これは、相続税対策になりますね。ただし、贈与された財産を、相続財産に取り込んで、相続税を計算する際には、孫の相続税は、2割加算になる、という規定があります。2割加算になっても、相続を1回飛ばした方がよい、祖父母の財産を、孫が活用した方がよい、ということであれば、この制度を使う意義があり

ます。

●また、親から子への贈与で、相続時精算課税を使えるのは、現行は、親の年齢が65歳以上となっていますが、これを、60歳以上に引き下げる、という改正も行われま

す。以上のすべての改正は、2015年1月1日(再来年)以後の贈与について適用されます。相続税が増税される時期と合わせて、改正されるわけですね。

教育資金一括贈与の非課税制度

●最後に、まったく新しい制度として、「教育資金の一括贈与の非課税制度」が、創設されました。この制度は、親や祖父母などの直系尊属から、子や孫などに対する、教育資金の一括贈与が対象になります。一括贈与ですから、何回かに分けての贈与はだめ、ということです。また、この贈与は、金融機関に信託等をして、行う必要があります。使う時も、教育資金に使うことを証明できる書類などを、金融機関に提出して、払い出す必要があるなど、運用は結構、厳格ですね。非課税となる金額は、1,500万円までです。ただし、学校以外の教育資金は、500万円までとなっています。なお、30歳になった時点で、使われていないお金が残った場合には、その時にその残金を、贈与を受けたものとして贈与税を納付する必要があります。

●この教育資金の贈与は、2013年4月1日から既に実施されていて、2015年12月31日までに行なわれた贈与に適用します。金融機関も積極的に取り組んでいて、6月18日現在の大手信託銀行(4行)の残高が、1,000億円を突破したとの記事が出ました。契約件数も1万5,000件を超えるようで、新制度への関心の高さが伺えます。

●株式会社リベスト提携税理士法人

東京メトロポリタン税理士法人 税理士 北岡修一



株式会社 **リベスト**
資産活用部

東京都知事免許(12)第23632号

TEL. 0422-22-8111
〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-15-2 ダイアパローレビル6階 FAX. 0422(21)0512
(社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 (社)東京都宅地建物取引業協会会員